

北海道農業振興地域整備基本方針(素案) について

1 基本方針の趣旨・概要

- ・ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）により、国は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定め、都道府県は、基本指針に基づき当該都道府県に係る農業振興地域の指定等に関し、農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとなっている。
- ・ 国は、令和 7 年 4 月 11 日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画を踏まえ、同年 6 月 27 日に基本指針を変更したことから、道の基本方針について変更する。

2 現行方針の点検・検証

- ・ 令和 3 年 5 月 14 日に変更した現行の基本方針では、令和 12 年の農用地区域内農地の面積目標について、基本指針の「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」を踏まえ、目標面積を 112 万 2 千 ha と設定。
- ・ 農用地等の確保に向け、農業振興地域制度の適切な運用を図るとともに、担い手の確保・育成、農地の保全・有効利用、農業生産基盤の整備などの取組を推進し、令和 5 年には 112 万 3 千 ha と目標を上回っている状況。

3 新たな方針のポイント

- 基本的な考え方・フレーム等
 - ・ 新たな基本指針を踏まえ、農用地区域内農地の面積目標を設定。
 - ・ これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和 17 年時点の農用地区域内農地の面積に施策効果と道独自に考慮すべき事由を加味して算定。（別紙「道の農用地区域内農地の面積目標」を参照）
- 具体的な目標値
 - ・ 農用地区域内農地の面積目標（令和 17 年）を 112 万 2 千 ha とする。

道の農用地区域内農地の面積目標

- ◆ 道の農用地区域内農地の面積目標（令和17年）について、近年の農地面積の変動のすう勢や今後見込まれる施策効果、独自に考慮すべき事由を加味し112万2千haとする。

令和5年現在の農用地区域内農地の面積 **112万3千ha**

| すう勢 | 令和17年までの農地の増減 | 施策効果 | 令和17年までの農地の増減 |
|------------|---------------|-------------|---------------|
| 農用地区域からの除外 | △1,100ha | 農用地区域への編入促進 | +1,500ha |
| 荒廃農地の発生 | △800ha | 荒廃農地の発生防止 | +0ha |
| | | 荒廃農地の解消 | +800ha |

△1,900ha（すう勢）

令和17年時点の農用地区域内農地の面積（すう勢のみ） 112万1千ha

+2,300ha
（施策効果）

独自に考慮すべき事由（基礎調査等） △1,200ha

農用地区域内農地の面積目標（令和17年） **112万2千ha**

（注1）農水省との協議前であるため、暫定値である。

（注2）「すう勢」は、「農用地区域からの除外」及び「荒廃農地の発生」が過去4年間と同水準で継続した場合の農地面積の減少である。

北海道農業振興地域整備基本方針（素案）

| | | |
|--------------|--------|----|
| 昭和45年(1970年) | 3月26日 | 策定 |
| 昭和51年(1976年) | 3月31日 | 変更 |
| 昭和60年(1985年) | 8月28日 | 変更 |
| 平成13年(2001年) | 4月13日 | 変更 |
| 平成19年(2007年) | 1月11日 | 変更 |
| 平成22年(2010年) | 12月10日 | 変更 |
| 平成28年(2016年) | 4月15日 | 変更 |
| 令和3年(2021年) | 5月14日 | 変更 |
| 令和 年(年) | 月 日 | 変更 |

北海道の農業・農村は、先人たちのたゆみない努力により発展を続け、豊かな自然と広大な土地を活かした大規模で専門的な農業経営のもと、安全・安心で良質な食料を安定的に生産・供給するとともに、食品加工や観光などの産業と深く結び付き、本道の基幹産業として地域経済を支える重要な役割を担っている。

近年、世界的な人口増加による食料需要の増大に加え、不安定な国際情勢や地球規模の気候変動などを背景に食料の安定供給への懸念が高まる中、国は、令和6年に食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障の確保を基本理念の一つに位置づけるとともに、令和7年4月に見直された国の食料・農業・農村基本計画では、北海道が「主要な穀物などの主産地」と明記されたところであり、食料自給率が200%を超え、国内の食料生産の4分の1を担う、我が国の食料供給地域である本道が果たしていく役割は、ますます大きくなっている。

このため、優良農地を確保するとともに、担い手への農地の利用集積・集約化を進め、その適切な利用を推進することを基本に、北海道農業・農村振興条例（平成9年北海道条例第10号）に基づき策定している北海道農業・農村振興推進計画等の計画に即した農業・農村振興施策を総合的かつ計画的に推進している。

こうした中、国は、令和7年（2025年）6月27日、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第3条の2の規定により定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を変更し、公表したところである。

道は、基本指針の変更に伴い、農業振興地域の指定及び市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）の策定に際し、その基準ないし基本となるべき事項を定めた「北海道農業振興地域整備基本方針」（以下「道基本方針」という。）を、法第5条の規定に基づき変更する。

第1 面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 面積目標

北海道の耕地面積は、平成2年（1990年）の120万9,000haをピークに転用などによるかい廃面積が農地開発などによる耕地の拡張面積を上回って推移していることから減少傾向にあり、令和5年（2023年）には114万4,000haとなっている。

法第4条第2項第1号の規定に基づく農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標（以下「面積目標」という。）は、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を一層推進することを通じ、次により設定する。

- ア 面積目標年及び目標設定の基準年
面積目標年は基本指針と同様に令和17年（2035年）とし、目標設定の基準年を令和5年（2023年）とする。
- イ 目標設定の基準年の農用地区域内農地の面積
基準年における農用地区域内の農地面積（荒廃農地を除く。以下「農用地区域内農地」という。）は、112万3,000haとなっている。
- ウ これまで（基準年までの4年間）のすう勢が今後も継続した場合における目標年までの農用地区域内農地の面積の減少
地方公共団体等の具体的な計画による除外と農地転用による除外を加えた農用地区域からの除外面積と荒廃農地の発生面積のすう勢が今後も継続した場合、農用地区域内農地が目標年までに1,840ha減少することが見込まれる。
- エ 目標年までの集団的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進
農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち法第10条第3項に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、山間部の急傾斜地や水利条件の劣悪な条件不利地、市街地の転用需要が予想される編入が困難な農地を除いた20ha以上の集団的農地と10ha以上20ha未満の集団的農地のうち基盤整備が実施されている農地の編入が、目標年までに1,539ha増加することが見込まれる。
- オ 目標年までの荒廃農地の発生防止
農地中間管理機構を通じた担い手への農地の利用集積・集約化の推進、農業生産基盤の整備による良好な営農条件の確保、その他農業振興施策の効果により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における農用地区域内の荒廃農地の発生見込みを目標年までに17ha防止する。
- カ 目標年までの荒廃農地の解消
荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能と見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動の支援、農地中間管理機構を通じた担い手への農地の利用集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策により目標年までに805ha解消する。
- キ 目標年までの確保すべき農用地等の面積として独自に考慮すべき事由
直近年に実施した法第12条の2に基づく基礎調査で明らかとなった農用地区域の設定要件を満たさず基準年の翌年以降の定期見直しで除外する予定の農地、農村産業法に基づく産業導入地区内における開発事業が目標期間中に実施することが確実であると認められる農地について、目標年までに1,177ha減少することが見込まれる。
- ク 面積目標
目標年までの確保すべき農用地区域内農地の面積目標は、ウのすう勢による農地面積の減少に、エからカまでの施策効果による増加、キの独自に考慮すべき事由による減少を加味し、112万2,000haとする。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

ア 農地の保全・有効利用

農業委員会や農地中間管理機構による認定農業者等の担い手への農地の利用集積・集約化の促進、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく遊休農地に関する措置、遊休(荒廃)農地の再生利用活動への支援による遊休(荒廃)農地の発生防止と解消に向けた取組を推進するものとする。

イ 農業生産基盤の整備

生産コストの低減やスマート農業技術の効果を最大限に発揮させる農地の大区画化、農産物の生産拡大を図る排水対策といった生産基盤の整備を進めるほか、農業水利施設の長寿命化に向けた戦略的な保全管理を推進することにより、良好な営農条件を備えた農地の確保を図る。

この場合、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

ウ 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要に対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等の他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、市町村整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に規定されている基礎調査等に基づき行うものとする。

エ 農用地等の面積や土地利用に関する現状の適切な把握

法第12条の2の規定による市町村が行う基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いるなど、デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

オ 交換分合制度の活用

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、法第13条の2に規定されている交換分合制度の活用を図るほか、土地改良法(昭和24年法律第195号)に規定する交換分合制度の活用も併せて推進する。

カ 推進体制の確立等

道基本方針の変更及び市町村整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、道においては、農業団体、北海道農業・農村振興審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会その他全道段階の関係団体を代表する者、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会、その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

2 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 気象、地形、土壌等の自然条件

本道は、日本の最北端に位置し、面積は8万3,422km²で国土面積の2割以上を占め、そのうち約9割が農地や森林、原野、水面等の自然的な土地利用となっている。

気候は、温帯から亜寒帯に属していることと面積の広大さから、地域差や年間の気温変動が大きく、四季の移り変わりが明確であることが特徴となっている。

冷涼な気候である一方で近年の気候変動により夏場に最高気温が30度を超えることがしばしばあり、農作物栽培期間中の日照時間は都府県と大差がないが、降水量はやや少なめである。

土壌は、耕地の約3分の2が火山性土、重粘土、泥炭土などの特殊土壌であり、その多くが農作業や作物生育を阻害する排水不良地となっている。

(2) 土地利用の現況

本道は、東北6県に新潟県を加えた面積より大きく、地形的にも大きな広がりを持ち、気象や土地条件が地域によって異なることから、それぞれの地域ごとに特色のある農業が展開されている。

道南地域では、温暖な気候を活かして、野菜や米を中心に、馬鈴しょ、豆類等の畑作物を加えた農業が営まれており、道央地域では、水資源が豊富で比較的高温な夏季の気候を活かして、米や野菜等を主体とした農業が展開されている。

また、道東・道北地域では、恵まれた土地資源を活かした大規模な畑作や、EU諸国の水準に匹敵する大規模で機械化された酪農などが展開されている。

(3) 自然条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

本道の農業・農村は、安全・安心で良質な食料の安定供給や美しい農村景観の形成など多面的な機能の発揮を通じて、国土を保全し、地域を災害から守り、私たちの生活にうるおいと豊かさをもたらすとともに、食品加工など他産業とも深く結びつき、地域経済を支える重要な役割を担っている。

こうした本道の農業・農村に求められる役割や期待を踏まえつつ、情勢の変化や課題に的確に対応し、将来に向けて持続的に発展していけるよう、農業・農村の振興に関する施策に総合的かつ計画的に取り組み、農業的土地利用を推進する。

ア 稲作を主体とする地域

主食用米はもとより、加工用米や輸出用米、米粉用米、酒造好適米など需要に応じた米づくりや、規模拡大等に対応するための低コスト・省力化技術の導入、麦・大豆等転作作物や高い収益性が期待される園芸、畜産等を組み合わせた経営の複合化などを推進する。

イ 畑作を主体とする地域

実需者ニーズに適応した計画的・安定的な生産による適切な輪作体系の維持・確立を基本に、緑肥や堆肥などの活用による土づくりや、地域の特色を活かした作物の生産を推進するとともに、農作業受託組織の育成やスマート農業技術の導入などにより、労働負担軽減を推進する。

ウ 酪農・畜産を主体とする地域

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全・安心で良質な生乳生産を推進するとともに、家畜改良の促進による乳用牛の遺伝的能力の向上と、その能力を最大限発揮する飼養管理の徹底による生産性の向上、搾乳ロボットなどの導入による省力化を推進する。

また、生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクターやTMRセンター、酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成を推進する。

肉用牛については、本道が全国有数の和牛の肥育産地としての地位を確立するため、和牛の生産拡大の推進や繁殖から肥育までを行う一貫経営への移行、地域で繁殖・育成を集約化する体制の構築のほか、耕種部門への肉用牛の導入や酪農部門との複合経営による多様な肉用牛生産を推進するとともに、ゲノミック評価を活用した繁殖雌牛群の更なる造成と優良種雄牛の作出を推進する。

軽種馬等については、優良な種牡馬や繁殖牝馬の導入促進をはじめ、良質な自給飼料の生産や放牧地の環境改善とともに、生育ステージに合わせた飼養管理技術及び育成調教技術の向上・普及を図り、強い馬づくりを推進する。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模は、法第6条第2項各号に掲げる指定要件及び基本指針第3の指定基準に基づき、次のとおり定めるものとする。

なお、指定相当地域の「総面積」は、市町村の行政区域の面積から基本指針第3の(3)により、指定できない区域の土地の面積を除いたものである。

【別紙のとおり】 作成中

第3 基本的事項

1 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業生産基盤の整備は、農作物の収量・品質及び作業効率の向上や冷湿害の軽減など、本道の農業生産に大きく貢献している。今後も、北海道農業農村整備推進方針を踏まえ、スマート農業技術の効果を最大限に発揮させる農地の大区画化や、主要穀物や高収益作物の生産拡大を図る排水対策、高品質で安定した生産を支える畑地かんがい、農産物の輸送の効率化や農業用車両の安全な走行を支える農道など、食料の安定的な供給や農業生産基盤の整備・保全に資する農業農村整備を計画的かつ着実に推進する。

さらに、農業生産の維持と経営の安定化を図るため、農村地域の防災力を強化する総合的な防災・減災対策を推進する。

(2) 北海道の構想

ア 水田地帯の整備

より効率的な営農に向けて、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、農作業の省力化を図る大区画化のほか、需要に応じた作物の導入を容易とする農地の排水性改善や地下かんがいも可能とする暗渠排水などの整備を推進する。

イ 畑地帯の整備

降雨後においても適期の農作業を可能とするための暗渠排水や作物の冠水被害を軽減させる排水路等の総合的な排水対策、高温、少雨の状況においても必要なときに水を供給することができる畑地かんがい整備を推進する。

ウ 酪農地帯の整備

自給飼料の生産拡大を図るため、牧草の収量確保、収穫作業を効率化する起伏修正や排水性を改善する暗渠排水などの草地整備を計画的かつ着実に推進する。

エ 農道整備

機能診断により劣化の状況や利用実態を把握し、修繕や待避所設置などの農道の機能を維持・強化する整備、防雪柵の設置など安全性の向上を図る対策、災害時における避難路の確保や交通アクセスの改善による都市と農村の交流促進など、地域特性も踏まえながら農道の整備を推進する。

オ 農業水利施設等の保全管理

「北海道インフラ長寿命化計画」に基づき、施設管理者と連携を図りながら予防保全や計画的な更新整備などメンテナンスサイクルの取組を進め、施設の長寿命化に向けた戦略的な保全管理を推進する。

カ 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

農業生産の維持や農業経営の安定を図るため、農業水利施設の耐震化や長寿命化などを進め、農村地域の防災力を強化する総合的な防災・減災対策を推進するとともに、大規模な自然災害に対応するため、市町村等と連携し、早急に被害状況を把握するための初動対応訓練や災害復旧事業に精通した人材育成を推進するための研修を実施するなど、早期の復旧を行えるよう体制の整備を進める。

キ スマート農業の加速化

スマート農業に関する技術情報の提供や、地域における指導を担う人材の育成など、地域や個々の営農に応じたスマート農業技術の着実な導入を促進する。

また、データを活用した優れた技術や知識の継承、高度な環境制御を行う施設園芸、酪農経営における搾乳ロボットなどの省力化機械の普及、情報通信環境の整備を推進する。

2 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等の保全の基本的方向

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、優良農地の確保と遊休（荒廃）農地の発生防止や解消に向けた取組を推進する。

また、農業・農村は、食料の供給機能とともに、洪水の防止や水源のかん養といった国土の保全、大気浄化、美しい景観の形成など、様々な公益的機能を発揮することにより、道民の生命と財産、豊かな暮らしを守る重要な役割を担っており、そうした多面的機能の発揮などに向けて地域住民が一体となって進める活力ある農村づくりを推進する。

(2) 農用地等の保全のための施策

頻発・激甚化する大雨や地震等の自然災害から、農地等の被害を未然に防止し、又は軽減するため、農地の湛水被害を防止する排水路や排水機場の整備、用水を安定的に供給するための用水施設の耐震化など、防災・減災対策を推進する。

農業生産の維持と経営の安定化を図るため、農業水利施設等の耐震化や長寿命化などを進め、農村地域の防災力を強化する総合的な防災・減災対策を推進する。

農用地や集落の将来像の明確化や、農村が持つ豊かな自然を活用した地域活動など、地域住民による話し合いや実践活動を支援する。

また、地域課題の解決や地域の活性化に向けて、地域住民が主体となった持続的な取組を促進するため、農村づくりを支える人材の育成を図る取組を推進する。

(3) 農用地等の保全のための活動

ア 遊休（荒廃）農地を含む効率的かつ安定的な農業経営を営む者への利用集積の促進

農業委員会と農地中間管理機構及び市町村との連携による担い手への農地の利用集積・集約化を推進する。

イ 多面的機能の発揮促進

農地や水路など地域資源の適切な保全管理や質的向上を図るための地域の共同活動、施設の長寿命化のための活動、生産条件の不利な中山間地域等における農業生産活動を継続するための取組などを支援するほか、農村地域の景観や生態系などに配慮した整備を推進する。

ウ 鳥獣による農作物等被害防止対策の推進

エゾシカやヒグマ、アライグマ等の野生鳥獣による農業被害の防止に向け、地域が行う捕獲活動や農用地への侵入防止柵の整備、捕獲したエゾシカの有効活用など、総合的な鳥獣被害防止対策を推進する。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

(1) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

地域農業の将来像を明確化した地域計画の実現に向けて、地域の農業者と農地中間管理機構をはじめとする関係機関・団体が連携した農地中間管理事業の活用や、農地法などに基づく農地の利用調整、農地保有の合理化に向けた取組を推進し、農業生産基盤整備とあわせて農地集積に係る支援を一体的に実施しながら、担い手への農地の利用集積・集約化を促進する。

(2) 主要な営農類型

道内の先進的な経営事例をもとに、現在開発されている技術によって実現可能な主な営農類型を例示すると次のとおり。

※ 基盤強化方針（素案）が作成中

4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

(1) 重点作物別の構想

本道の農業・農村が未来に向かって発展していくためには、農業の生産力・競争力の強化に向けた農業生産基盤の計画的な整備や、生産性向上に向けた新品種・新技術の開発・普及、高性能な農業用機械やスマート農業技術の導入など生産基盤の強化とともに、集出荷貯蔵施設、加工施設など生産・流通体制の整備や、クリーン農業など環境と調和した持続可能な農業を推進する。

ア 稲作

水稻生産力の維持・確保に向けて、関係機関・団体と一体となって「生産の目安」を設定し、主食用米はもとより、加工用米や輸出用米、米粉用米、酒造好適米など需要に応じた米づくりに取り組むとともに、直播、高密度播種栽培など低コスト・省力化技術の導入や新品種の開発・普及を推進する。

イ 畑作

国の基本計画において、主要穀物などの主産地と位置づけられた北海道として、気候変動や消費者・実需者ニーズの変化に適応しながら、安定的な生産・供給を図るため、畑作4品を中心とした適切な輪作体系を基本に、排水対策など基本技術の徹底や計画的な基盤整備、スマート農業技術の活用、さらには、品種の開発・普及や集出荷貯蔵施設の整備などによる流通体制の強化に向けた取組を推進する。

<小麦>

日本めん用やパン・中華めん用など各用途の需要に応じた品種の作付けを図りながら、適切な輪作体系を維持するとともに、加工適性に優れ気候変動や病害に強い多収品種の開発・普及、水田をはじめ、ほ場条件に応じた安定栽培技術の普及、安定的な供給・輸送体制の確保、乾燥調製貯蔵施設等の再編や整備を推進する。

<豆類>

適切な輪作体系を維持しながら、豆腐や製あん、煮豆などの加工適性に優れ気候変動や病害に強い多収品種の開発・普及、いんげんや小豆の高温対応など安定栽培技術の普及、輸入大豆との円滑な置替えに資する安定的な供給体制の整備や販路拡大、収穫作業の機械化・組織化による省力・低コスト生産を推進する。

<てん菜>

輪作体系の維持や地域産業に重要な基幹作物として安定的な作付けを図りながら、気候変動や病害に強い多収品種の導入、省力・低コスト生産体制の確立や安定栽培技術の普及を推進するとともに、砂糖の需要を拡大する。

<馬鈴しょ>

適切な輪作体系を維持し、生食や加工、でん粉原料用の各種用途に応じた品種の作付けを図りながら、気候変動や病害に強い多収品種の開発・普及、種馬鈴しょの安定供給、省力・低コスト生産体制の確立を推進する。

<その他畑作物>

地域の特性を踏まえて栽培される、そば、なたね、薬用作物などの地域特産畑作物の生産を推進する。

ウ 野菜

主要な野菜の価格が著しく低下した場合の生産者補給金の交付や、消費者・実需者の多様なニーズに対応した多様な品目の安定生産や、ハウスの環境モニタリングデータを活用した生産性向上、高度な環境制御を活用した施設園芸の地域展開を推進する。

エ 果実

高品質果実・果実加工品の安定生産や、担い手の確保と果樹農業者の経営安定、果実・果実加工品の需要拡大、6次産業化や高付加価値化、醸造用ぶどうの生産拡大に向けた取組と関係者の連携による情報提供を推進する。

オ 花き

「北海道花きの振興に関する条例」の目的である花き産業の持続的な発展及び道民の豊かで健康的な生活の実現に向け、高品質な花きの安定生産や流通の高度化、「北海道花の日」（8月7日）を核とした道産花きの需要の拡大、花き文化の振興を推進する。

カ 酪農

自給飼料基盤に立脚した安全・安心で良質な生乳の生産や、家畜改良の促進による乳牛の遺伝的能力の向上とその能力を最大限発揮する飼養管理の徹底による生産性の向上、搾乳ロボットなどの導入による省力化を推進する。

キ 肉用牛

北海道が国内における和牛の一大産地としての地位を確立するため、「北海道和

牛」のブランド化に向け、関係機関・団体と連携し、北海道独自の和牛の造成を進める。

ク 軽種馬等

優良な種牡馬や繁殖牝馬の導入促進をはじめ、良質な自給飼料の生産や放牧地の環境改善とともに、生育ステージに合わせた飼養管理技術及び育成調教技術の向上・普及を図るため、競走馬生産振興事業や畜産振興補助事業を活用し、強い馬づくりを推進する。

ケ 中小家畜

豚や鶏などの安定的な生産に向けて、需要に応じた計画的な生産や飼養衛生管理の徹底などを推進するほか、養蜂の振興に向けて蜜源の調査や適正な蜂群の配置調整などにより養蜂を振興する。

5 農業を担うべき者の育成及び確保に関する事項

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保の方向

ア 農業を担うべき者の育成及び確保の状況

本道の販売農家戸数は年々減少を続け、また、農業従事者の高齢化が進行している中、引き続き、意欲の高い優れた担い手を育成・確保していくことが求められている。

また、担い手への農地の集積・集約化が進む一方、労働力の確保が課題となっており、経営体を支える営農支援組織などの役割や期待が一層高まるとともに、地域の潜在的な人材や外国人など多様な人材が農業・農村で活躍できる環境づくりを進めることが求められている。

イ 農業を担うべき者の育成及び確保に向けた基本的方向

農業従事者の高齢化が進行する中、農業・農村に多様な人材が定着し活躍できるよう、農業経営体の安定・発展とともに、新規就農者の育成・確保や経営感覚を備えた農業経営者の育成、地域をリードする女性農業者の育成など農業経営の担い手の確保・定着を図る。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備

農業経営の担い手を育成するため、市町村等では83ヶ所の研修施設を運営しており、新規参入者の実技と知識の習得を支援することで、年間約120人の就農につながっている。

(3) 農業を担うべき者の育成及び確保に向けた活動

ア 家族経営などの経営体質の強化

意欲の高い担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう、農地の集積・集約化や新技術の導入、機械・施設の整備など生産基盤の強化に向けた支援とともに、農業経営の法人化を推進する。

イ 新規就農者の育成・確保

農業を職業として選択する人材を育成・確保するため、農場見学や出前授業を通じて学生などの若者と農業者との交流を行うほか、優良な経営や最新技術を活用した事例などの情報をSNSで発信し、農業の魅力を伝えるとともに、若者の視点に立ったUターン就農対策など、新規就農への関心を高める取組を推進する。

農業の内外から新規就農者を呼び込むため、北海道農業担い手育成センターによる地域農業の特色や就農支援制度、研修受入市町村等に関する情報提供や相談活動

などを推進する。

また、新規就農者の負担軽減や不安解消を図るため、営農に必要な資金の交付や技術の習得を支援するほか、指導農業士や関係機関など地域が一体となってサポートする取組を推進する。

ウ 農業教育の推進

これからの農業者に求められる、人と組織を動かす指導力や生産の高度化・経営の効率化を進める技術力と経営力を習得するため、農業大学校において、必要な技術と知識の習得に向けた実践教育を推進する。

エ 経営感覚を備えた農業経営者の育成

新規就農者の早期の経営安定や優れた経営感覚を備えた農業経営者の育成のため、農業大学校や道総研花・野菜技術センターによる技術力と経営力を向上させる研修のほか、農業改良普及センターによる技術・経営指導などを推進する。

オ 地域で経営体を支える組織の育成・強化

生産性の向上や労働負担の軽減など、地域で経営体を支える営農支援組織の育成・強化と安定的な運営を図るため、スマート農業技術の導入による作業の効率化や、オペレーターなどの人材の確保に向けた取組を推進する。

酪農ヘルパー事業の円滑な推進のため、ヘルパー要員の労働環境や処遇の改善、人材育成を促進する。

また、農業関係機関・団体の運営基盤を強化し、機能を充実する。

カ 地域をリードする女性農業者の育成

農業経営における女性参画を推進するとともに、女性農業者の技術や経営など資質向上を図る取組を推進する。

また、女性のネットワーク活動の強化や女性農業者の活躍に向けた意識啓発などを通じて、男女ともに能力を発揮できる環境づくりを推進する。

キ 都市・農村交流の促進

農業・農村が果たしている役割などに対する道民の理解の促進や、地域の活性化を図るため、農村地域の持つ豊かな自然や食などを活用した都市と農村との交流を促進するとともに、都市住民との交流活動に意欲的な農場を「ふれあいファーム」として登録し、道民の理解を深める取組を推進する。

教員を対象とした農業関係者による農村ホームステイへの支援などを通じ、職業としての農業と生活の場としての農村の理解促進を図る取組を推進する。

農泊や農村ツーリズムを通じて都市・農村の交流を促進するとともに、農村を訪問した都市住民が、引き続きその地域への関心を持ち、様々な形で地域と関わる関係人口の裾野を広げる取組を推進する。

また、子どもたちが農業・農村への理解を深めることで、豊かな人間性などを育む効果や、将来の関係人口として地域の支えとなる人材となることが期待される子ども農山漁村交流などの取組を推進する。

ク 農業・農村の魅力の発信

農業・農村情報誌の発行やSNSなどを通じ、地域ごとに特色のある本道農業・農村の魅力や情報を発信する。

また、小・中学生や高校生、都市住民などが、本道の食や農業・農村に対する理解を深める学習機会の充実に向けた取組を推進する。

6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

(1) 農畜産物加工・販売施設の整備（高付加価値）

地域内外の関係機関や団体等との連携のもと、地域ぐるみの6次産業化・農商工連携に向けた推進体制を整備する。

6次産業化に取り組む農林漁業者などに対し、北海道6次産業化サポートセンターによる商品開発や加工技術の習得・経営改善に向けたサポート活動を推進するとともに、優れた経営感覚を持って6次産業化に取り組む人材の育成などを推進する。

また、2次・3次事業者と連携して取り組む新商品開発や販路開拓などの取組を推進する。

(2) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づく企業の計画的導入

農村への農業関連産業等の立地・導入などを通じて、農村全体の雇用機会の確保と所得の向上を促進する。

(3) 観光面と連携した農業の推進

農業者を含む多様な主体が地域ぐるみで連携して、食・滞在・体験等を提供する農村ツーリズムを推進する。

7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

(1) 生活環境施設の整備の必要性

農村地域の人々が快適に住み続けられる生活環境が確保されるよう、これまで、営農に必要な水とともに地域住民の飲用水を供給する営農飲雑用水施設や、家庭で発生した汚水や生活雑排水を処理する農業集落排水施設を整備してきたが、これらの施設は老朽化の進行に伴う管路からの漏水や浄水施設の機能低下のほか、地震による施設の破損により、日常生活に支障を来すことから、耐震化や更新整備を計画的に進める必要がある。

(2) 生活環境施設の整備の構想

農業の生産力や競争力の強化とあわせて、農業者をはじめ農村で暮らす人々が安心して住み続けられるよう、施設管理者である市町村と連携し、機能診断による劣化の状況や利用実態の把握を進め、営農飲雑用水施設や農業集落排水施設、農道などの農村インフラの維持・強化を図るとともに、地域の多様なニーズに対応するため、情報通信環境整備対策等を活用し、農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を支援するとともに、生活環境の改善を図る。